医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院は、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた質の高い診療を提供するため、以下の取り組みを行っております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認システムにより取得した患者様の診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報等）を、診察室等において医師等が閲覧または活用できる体制を有しております。
- マイナ保険証の利用について、お声掛けやポスター掲示等を行っております。

マイナ保険証を利用いただくことで、正確な診療情報の取得・活用が可能になり、より質の高い診療の提供につながります。
マイナ保険証によるオンライン資格確認へのご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、厚生労働省の診療報酬算定要件に従い、以下の診療報酬点数を算定いたします。

【医療情報取得加算】
- 初診時 ・・・ 1点
- 再診時（3ヶ月に1回に限り算定）・・・ 1点

【医療DX推進体制整備加算】
※ マイナ保険証の利用の有無に関わらず初診時に算定
※ 当院でのマイナ保険証の利用率に応じて変動
- 加算4（利用率：60％以上）・・・ 10点
- 加算5（利用率：40～59％）・・・ 9点
- 加算6（利用率：25～39％）・・・ 8点

その他ご不明な点がございましたら、1階「外来窓口」へお問い合わせください。

更新日：2026年1月1日